

マイナポイント事業第2弾がはじまっています！

～マイナンバーカードの申請はお早めに！～

マイナポイント事業第2弾の対象は次のとおりです。このうち、①については令和4年1月1日から実施されています。②、③については、6月頃の開始予定です。マイナポイント事業についての最新情報は、総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

①これからマイナンバーカードを取得する方、すでにマイナンバーカードを取得した方で令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んでいない方（最大5,000円相当のポイント）

マイナンバーカードを取得しマイナポイントの申込みをした方を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をする時、利用金額の25%分のマイナポイント（上限5,000円分）がその決済サービスのポイントや残高として付与されます。

※令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円分のチャージや買い物をしていない場合（最大5,000円分までポイント付与を受けていない方）も、令和4年1月1日以降も引き続き、上限（5,000円相当）までポイントの付与を受けることができます。

②健康保険証としての利用申込を行なった方（7,500円相当のポイント）

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行なった方（すでに利用申込を行なった方も含む）に7,500円相当のポイントが付与されます。

※申込みやポイント付与の開始時期等についての最新情報は、総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

③公金受取口座の登録を行なった方（7,500円相当のポイント）

公金受取口座の登録を行なった方（口座登録手続きは今後開始予定）に7,500円相当のポイントが付与されます。

※申込みやポイント付与の開始時期等についての最新情報は、総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

マイナンバーカードを取得すると、勤務先や各種申請等のさまざまな場面で、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、コンビニ等で住民票、印鑑証明書（印鑑登録をしている方）、税証明の取得やe-Taxなどの電子申請ができるようになります。



※カード申請時または受取り時に「電子証明書」の搭載が必要です。

【問い合わせ先】

- マイナポイント事業に関すること・マイナンバーに関すること

総務省 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

※最新の情報は、総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

マイナポイント

検索



- マイナンバーカードの交付申請に関すること

市市民課 ☎ 31-0224

コンビニ交付をご利用ください！

コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等で住民票、印鑑証明書（印鑑登録をしている方のみ）、税証明（所得証明書・所得課税証明書）を取得できるサービスです。益田市内では、以下の店舗で利用できます。

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・ポプラ、イオン益田店

利用時間 6:30～23:00 ※メンテナンス実施日（不定期）は利用できません。